

【建築士の業務範囲】（建築士法第3条、第3条の2、第3条の3）

構造		木造その他右欄以外の構造				鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造		
高さ・階数		高さ13mかつ軒の高さが9m以下のもの			高さ13mまたは軒の高さが9mを超えるのもの	高さ13mかつ軒の高さが9m以下のもの		高さ13mまたは軒の高さが9mを超えるのもの
		階数1	階数2	階数3以上		階数2以下	階数3以上	
延べ面積 (㎡)	30	◆	◆	△	●	◆	△	●
	100	◆	◆	△	●	△	△	●
	200	□	□	△	●	△	△	●
	300	□	□	△	●	△	△	●
	500	△	△	△	●	●	●	●
	1000	△★	△★	△★	●	●	●	●
		△★	●	●	●	●	●	●

●:一級建築士 ※

△:一級建築士又は二級建築士

□:一級建築士、二級建築士、木造に限り木造建築士

◆:誰でもよい

★:学校・病院・劇場・映画館・観覧場・公会堂・集会場(オーデトリウムを有しないものを除く。)又は百貨店の用途に供する建築物は、一級建築士でなければ設計、工事監理を行うことができない。

※建築物のうち、建築基準法20条第一号または第二号に掲げる建築物に該当するものの構造設計については「構造設計一級建築士」による構造設計または法適合確認が階数が3以上で床面積も合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計については「設備設計一級建築士」による設備設計または法適合確認が必要です。